

各位

三井住友信託銀行株式会社

カードローンの規定類一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2021年4月1日(木)付で、カードローンの規定類の一部を改定いたします。

詳細につきましては、下記の改定内容をご確認ください。

記

●対象の規定類

商品名	対象の規定類(注1)
ハウジングカードローン	・カードローン兼当座預金取引規定
社員カードローン	・三井住友トラスト・カード株式会社 保証委託約款

(注1)対象の規定類は、上記の商品共通です。

●改定内容

・以下新旧対照表をご参照ください。

<カードローン兼当座預金取引規定>

改定前	改定後
第11条(即時返済) 1. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告がなくても借主は本契約による債務全額について当然に期限の利益を失うものとします。 ①～⑥省略 ⑦相続の開始があったとき。	第11条(即時返済) 1. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告がなくても借主は本契約による債務全額について当然に期限の利益を失うものとします。 ①～⑥省略 ⑦(削除)

<三井住友トラスト・カード株式会社 保証委託約款>

改定前	改定後
第7条(事前求償権の行使) 1. 委託者について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社は、通知、催告等がなくても当然に保証会社が保証している金額について、前条の保証債務履行前においてもあらかじめ求償権を行使できるものとし、委託者は保証会社が保証をしている金額について直ちに弁済するものとします。 (1)～(7)省略 (8)相続の開始があったとき。	第7条(事前求償権の行使) 1. 委託者について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社は、通知、催告等がなくても当然に保証会社が保証している金額について、前条の保証債務履行前においてもあらかじめ求償権を行使できるものとし、委託者は保証会社が保証をしている金額について直ちに弁済するものとします。 (1)～(7)省略 (8)(削除)

●改定日

2021年4月1日(木)

以上